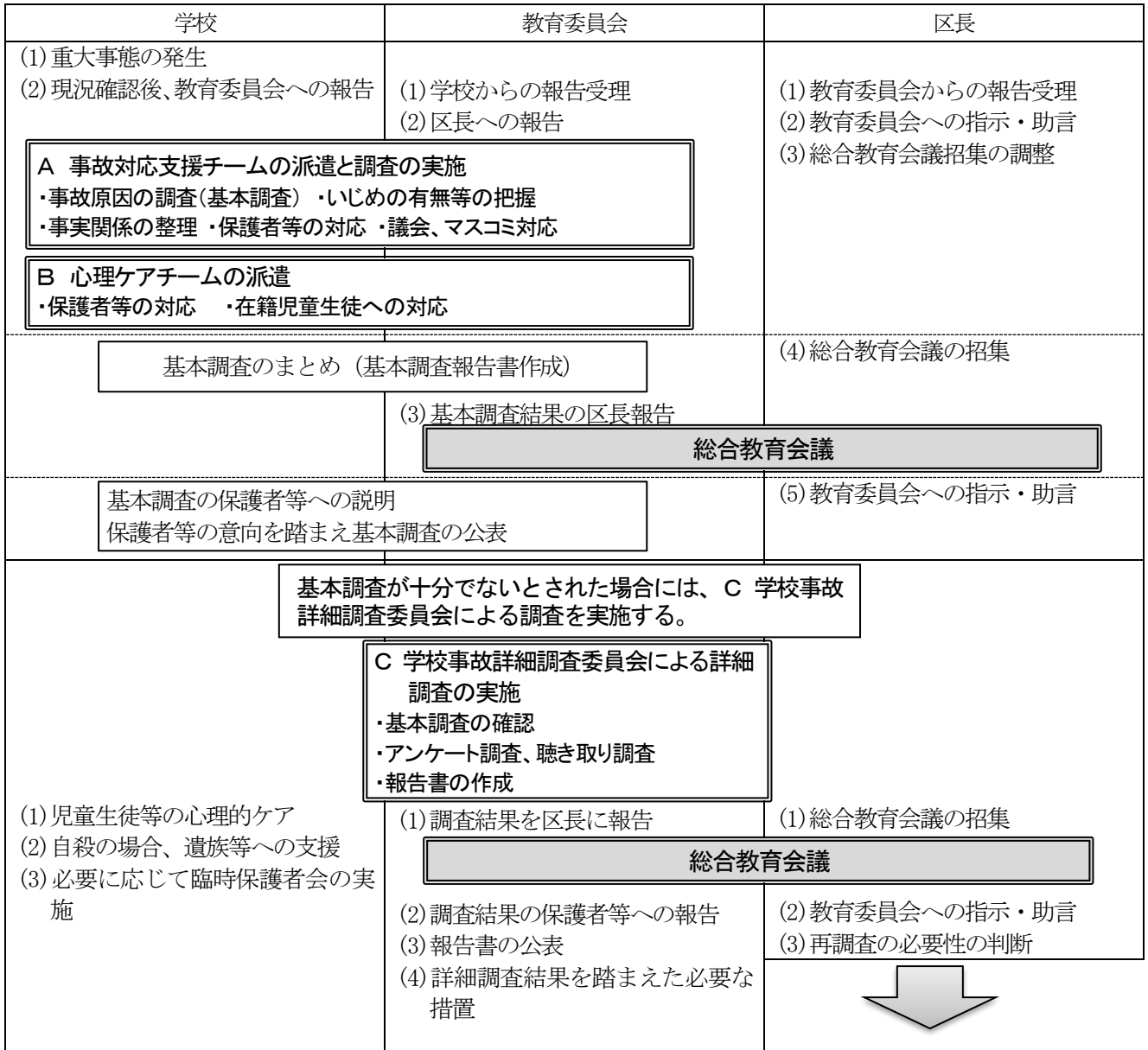


## 練馬区立学校に在籍する児童生徒等の重大事態に関する対応について

## 1 練馬区における「重大事態」の定義

- (1) 児童生徒等の自殺または自殺の疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童生徒等の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (3) いじめにより児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 2 対応の流れ



## いじめ等対応支援特別チーム

## A 事故対応支援チーム

- ①目的：事故発生後、迅速に事故原因について調査するとともに、調査結果の公表や保護者等の意思の確認等を行う。
- ②構成員：学校の教職員(校長が定める)、指導主事、その他必要な区役所職員

## B 心理ケアチーム

- ①目的：事故発生から保護者等への対応、在籍児童生徒等の心理的ケアを図る。
- ②構成員：スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等

## C 学校事故詳細調査委員会

- ①目的：事故の原因究明の調査および同種の事故の再発防止策について検討し、報告書を作成する。
- ②構成員：学識経験者、弁護士、医師、心理、福祉等の専門的知見と経験を有する者

## 区長が必要と判断した場合には、再調査を実施

## 区長による再調査機関の設置と再調査の実施

- ①目的：詳細調査の結果について再調査するとともに、同種の事態の発生の防止策について検討する。
- ②構成員：区長が必要となる者を任命する。  
なお、学校事故詳細調査委員会とは別の者を委員とする。

## 再調査の結果を踏まえた対応

- 総合教育会議を開催し、再調査結果の報告と協議
- 再調査結果の保護者等への説明
- いじめを理由として再調査を実施した場合は、いじめ防止対策推進法第30条に基づき、区議会に報告